

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 樋島漁協損失補償調査特別委員会委員長報告
- 日程第 5 議案第48号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 日程第 6 議案第49号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 日程第 7 議案第50号 上天草市大道地区交流広場条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 日程第 8 議案第51号 上天草市葛崎農村公園施設条例の制定について
- 日程第 9 議案第52号 上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第53号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第54号 上天草市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第55号 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条  
例の制定について
- 日程第13 議案第56号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第57号 平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第1号）
- 日程第15 議案第58号 平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第59号 平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第60号 平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第61号 平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第62号 平成22年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算  
（第1号）
- 日程第20 議案第63号 平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第64号 平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第65号 平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第66号 平成22年度上天草市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第67号 上天草市過疎地域自立促進計画を定めることについて

- 日程第25 議案第68号 公有水面埋立てに関する意見について  
日程第26 議案第69号 天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について  
日程第27 認定第1号 平成21年度上天草市歳入歳出決算の認定について  
日程第28 認定第2号 平成21年度上天草市水道事業会計決算の認定について  
日程第29 認定第3号 平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について  
日程第30 報告第6号 平成21年度決算に伴う財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
日程第31 報告第7号 パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について  
日程第32 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(21名)

議長 堀江 隆臣  
1番 平田 晶子                      2番 何川 雅彦                      3番 田中 辰夫  
4番 須崎 光枝                      5番 宮下 昌子                      6番 西本 輝幸  
7番 高橋 健                        8番 小西 涼司                      9番 島田 光久  
10番 川口 望                        11番 田中 万里                      13番 北垣 潮  
14番 園田 一博                      15番 窪田 進市                      16番 津留 和子  
17番 桑原 千知                      18番 渡辺 勝也                      19番 田中 勝毅  
20番 猪塚 安親                      21番 新宅 靖司

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
病院事業管理者	樋口 定信	総務企画部長	永森 良一
市民生活部長	佐伯 秀昭	建設部長	尾上 徳廣
経済振興部長	坂中 孝臣	教育部長	村枝 誠二
健康福祉部長	杉田 省吾	会計管理者	杉田 良一

上天草総合病院事務長 松本 精史 水道局長 松本 和任  
総務課長 橋本 秀雄 財政課長 竹下 学

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 森内 孝生 局長補佐 野崎 秀満  
主 事 川端 彰

---

開会 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

去る8月16日、上天草市議会議員で議会運営委員長を務めていただいていた山口安彦議員が急逝されました。上天草市誕生以来、市政に貢献され、御活躍いただいた山口安彦議員に改めて感謝を申し上げますとともに、御遺族の皆様にご挨拶とお悔やみを申し上げます。

ここで、山口議員のこれまでの功績をたたえ、そして心より御冥福をお祈り申し上げ、黙禱をいたします。黙禱。

お直りください。着席してください。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回上天草市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に3番、田中辰夫君、4番、須崎光枝君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る8月20日及び26日に議会運営委員会が開催され、会期の日程などについて協議がなされておりますので、議会運営副委員長からの報告を求めます。

議会運営副委員長。

○議会運営副委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

平成22年第4回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を去る8月20日及び26日

に開催し、会期日程などについて協議いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

まず、8月20日に協議しました結果を報告いたします。

この日は、主に第4回定例会の会期日程の素案について検討いたしました。開会を9月2日とし、閉会を22日で内定しましたが、詳細についての最終決定は、一般質問の通告人数や常任委員会の開催予定日が不確定なことから、次の委員会に持ち越しました。

次に提出予定議案につきまして、執行部からこの時点で条例8件、補正予算11件、決算認定3件、報告案件2件、その他4件の合計28件があり、事務局より提出議案名の報告を受けました。

次に、8月26日の委員会で協議した結果を報告いたします。会期につきましては、本日2日が開会、提案理由説明、3日から6日は議案研究のため休会し、7日が議案質疑及び委員会付託、8日を休会とし、一般質問通告者が14名でありましたので、9日、10日、13日の3日間を一般質問とし、会議時間を延長して行うことで決定いたしました。なお、一般質問通告期限は本日の午後4時に締め切りまして、質疑の通告期限は明日3日の午後5時までとなっております。

次に、各常任委員会は、14日火曜日に文教厚生常任委員会、15日水曜日に経済建設常任委員会、16日に総務常任委員会を開催することに決定しました。

次に、17日から21日まで、議会事務局の事務整理のため休会し、22日水曜日を最終日といたしまして委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

次に、最終的に提案されました28件の議案及び陳情について付託委員会を含め慎重に検討、審議しました結果、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。なお、報告第6号及び報告第7号と諮問第2号の審議方法について検討しました結果、この3件の提出議案は報告案件及び人事案件でございますので委員会への付託を省略し、本会議で審議、採決することに決定いたしましたので、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** ただいまの副委員長報告どおり決定いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、副委員長報告のとおり21日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

**○議長（堀江 隆臣君）** 日程第3、諸般の報告。

議事に入ります前に、諸般の報告を申し上げます。

先般、中国安徽省銅陵市へ行政視察をいたしましたので、その概要について御報告を申し上げます。銅陵市からの要請を受け、去る7月19日から22日までの4日間の日程で、市長を含む執行部と議会代表合わせて9名で訪問をいたしました。

目的は、現在上天草市が検討している銅陵市との友好都市締結の是非の判断の参考とするため、現地視察を行うとともに、行政担当者との意見交換会を行い、有効な交流事業が実施可能かどうか調査することでした。

視察としましては、銅陵市経済開発計画区である江南文化園、市内中心部の青銅文化公園や市役所、また現地小学校やホームステイを行った場合のホストファミリーの自宅などを訪問いたしました。人的交流やスポーツ文化交流、また経済交流など、将来的な国際交流の有効性は感じられるものの、一方では文化や風習あるいは政治上の違いを実感し、現実的に交流を行うとなると慎重な判断が求められる部分も多いとの見解が多数を占めました。

ただ、銅陵市から友好都市締結の強い要望があることを踏まえ、議会としては友好都市締結については急がず慎重に対応し、まず民間を含む人的交流などから検討してはどうかなどの意見が出されているということを御報告申し上げます。

また、平成22年6月、7月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されましたので、議会事務局に保管しております。必要な方は御閲覧願います。

ここで、市長から諸般の報告の申し出がっておりますので、これを許します。

市長。

**○市長（川端 祐樹君）** 皆さん、おはようございます。

諸般の報告をいたします。

初めに、過疎地域等自立活性化推進交付金を活用した観光循環バス、パライズストローリーが去る8月13日から実証運行を開始いたしました。来年春から新幹線全線の開通に向けて、JRや船舶等との連携を強化し、2次アクセスを充実させることにより、より多くの観光客に本市を訪れていただき、観光産業の振興につながることを期待しております。

また、あわせて本交付金は長砂連地区へのデマンドタクシーの実証運行としての活用を予定しており、11月からの運行開始に向けて、現在運行事業者の公募手続き等の準備を進めているところでございます。

次に龍ヶ岳地区の小中学校統合の状況について御報告いたします。

本議会にも関連する議案の上程をいたしておりますが、龍ヶ岳地区の3校すべての小学校と2校の中学校が、平成23年4月に統合することが、保護者及び地域の皆様に御了承いただくことができたところでございます。

統合した学校名は、小学校が龍ヶ岳小学校、中学校が龍ヶ岳中学校となります。この統合に伴いまして、現高戸小学校が統合小学校校舎となりますが、施設の老朽化等に伴いまして改築の必要性が生じております。また、現龍ヶ岳中学校も統合中学校校舎となりますが、耐震補強工事と改修が必要となります。両校につきましては、統合時期が同じでありますことから、同時期に工

事を行い、教育環境を整えていきたいと考えております。なお、これらの工事期間中につきましましては仮校舎を、小学校は樋島小学校に、中学校は大道中学校を利用する計画となっております。

次に、7月中旬から発生しました赤潮被害につきましては、八代海で大量発生しました有害プランクトン、シャトネラアンティーカーが原因となって、昨年に引き続き本市及び天草市の養殖業者に甚大な被害を与えております。

本市の被害状況を申しますと、龍ヶ岳町沖を中心に養殖のブリ、シマアジ、カンパチ等が3万3,000匹死滅し、金額にして約800万円の被害が出ております。なお、天草市は牛深沖を中心に100万匹、約15億8,000万円という過去2番目の被害金額となっております。このような実態を踏まえ、養殖業の方々に対する緊急措置的救済を求めるため、関係組合や自治体とも連携し、激甚災害指定や緊急融資、赤潮の原因究明などについて、農林水産大臣、水産庁長官等に対し、陳情、要望活動を行ってきたところであります。

次に、現在全国で100歳以上の高齢者の所在不明が相次いでいる問題について、本市では所在確認の実態調査を行いました。本市で登録されている100歳以上の高齢者は29名で、そのうち施設入所者が17名、在宅者が12名となっており、不明者は一人もいないことが確認されました。

最後に、本年度の金婚夫婦表彰を受けられる方は、調査時点では99組となっております。

また、各地区で開催されます敬老行事対象となられる70歳以上の高齢者は8,397名となっております。

以上で諸般の報告を終わらせていただきます。

---

#### 日程第 4 樋島漁協損失補償調査特別委員会委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第4、樋島漁協損失補償調査特別委員会委員長より報告をいたします。

現在、特別委員会は4回開催されております。その経過並びに結果について報告をお願いいたします。

新宅特別委員長。

○樋島漁協損失補償調査特別委員長（新宅 靖司君） おはようございます。

樋島漁協損失補償調査特別委員会に付託されました案件につきましては、当特別委員会は平成22年6月30日に設置され、各常任委員会より4名選出いただき、12名の委員構成で、以来、4回にわたり慎重に審査してまいりましたので、当委員会における審査の経過について御報告申し上げます。

上天草市が誕生し、はや7年目を迎えておりますが、合併時から懸案事項となっておりました樋島漁協損失補償問題については、償還期限の平成19年12月31日を既に2年半以上経過し、議会でも一般質問がなされるなど真相究明がなされてきておりましたが、本年7月に熊本県漁業

信用基金協会から訴訟の動きが報道されるなど、この損失補償問題は厳しい状況になってまいりました。そういった中、合併後2度目の特別委員会を設置し、審査、調査を行ってきたところでございます。

初回の審議につきましては、平成16年に設置された特別委員会の委員が現在一人だけになっており、また年数も経過している関係で、真相を詳細に知る議員はほとんどいない状況でありましたので、執行部の担当部局を説明員として出席要請を行い、損失補償契約に至った経緯と合併後から現在までの担当課の取り組みについて意見聴取を行ったところです。

まず、この損失補償については、御承知のとおり旧龍ヶ岳町の産業振興資金融資あっせん条例に基づき、平成11年12月27日に締結された5者協議による旧龍ヶ岳町と熊本県漁業信用基金協会との損失補償契約、補償限度額は1億200万円以内とする契約に事を発しております。

この損失補償契約に至る経緯を説明いたしますと、樋島漁協が組合員に貸し付けた貸付金が不良化し債務超過に陥り、県より改善命令が発動されましたが、樋島漁協単独での早期改善が見込めない状況にあり、関係団体が協力し樋島漁協の再建に乗り出し、平成11年3月26日に農林中央金庫へ熊本県漁業信用基金協会が1億6,500万円を上限とし、代位弁済するとの5者協議で確認書が交わされました。その確認書に基づき、平成11年12月27日に旧町損失補償分の1億200万円と町損失補償分でない補償分5,740万円に分けられ、旧町損失補償分の1億200万円以内とする内容の損失補償契約が締結され、同日1億5,940万円の代位弁済が実行されたというのが内容でございます。樋島漁協の返済計画では、転貸先からの返済金を財源とし、平成19年度までに全額支払うことになっておりました。しかし、平成22年5月末現在においても完済されず、5,421万7,900円の残債が残っている状況でございます。

これが経緯でございますが、この契約の中で問題となりましたのが、樋島漁協が期限内に償還し切れなかった残債を、市が損失補償契約に基づき県漁業信用基金協会へ損失補償した場合、樋島漁協への求償権放棄が明記されており、市が損失補償額を支払った場合、その後は樋島漁協への請求はできなくなるという事実でありました。また、樋島漁協の資産で債務返済に充てられていない資産が残されており、連帯保証人の返済状況もいま一つはっきりしていないこともあり、市は今の状況では市民の税金を充てることになるので、市民の納得が得られないとして支払いを拒んできた経緯も明らかとなったところです。

また、本会の会議を進めていく中で、樋島漁協で不明瞭な土地の売買が行われていること、転借人の担保物件等が処分され、市損失補償分でない補償分に充てられていたこともわかり、連帯保証人の支払い状況とあわせて次回の特別委員会に資料請求を求め、調査することにいたしました。

また、平成16年の特別委員会では、返済期限の平成19年12月31日までに樋島漁協が組合財産を処分してでも完納するという確信を得たとして、今後の返済状況を見守るということで散会しておりましたが、樋島漁協から提出された誓約書が誠実に履行されず、現実には平成19年度末現在で5,752万8,100円の未償還金が残っており、先ほども述べましたが、樋島漁協資産も処分さ

れず、返済に充てられていない状況で、返済期限後においても転借人の一人が現在3カ月に1回ずつ36万7,800円の返済をされており、平成22年5月28日までの残債が5,421万7,900円となっていることもわかりました。初回の委員会では、このような事実関係把握の調査、審査を行ったところです。

第2回目の特別委員会では、初回の委員会での調査を踏まえ、樋島漁業協同組合関係者を参考人として招致し、今までの経緯及び現在の状況を聴取いたしました。

委員からの質問としては、平成16年に樋島漁協から提出された誓約書について、現在に至っても守られなかったことについて、樋島漁協としてどう受けとめているのかに意見が集中し、樋島漁協からは、樋島漁協の再建のためにも最善の努力を行ったが、結果として5,400万円余りの残債が残ったことについては責任を痛感している。現在でも、組合としては払わなければならないと思っているとの組合長からの答弁でありました。また、連帯保証人については、8人のうち4人の方については、樋島漁協の再建計画の中で決定した金額については納めていただいているので、保証人としての役割は果たされている。また、残りの4人のうちの一人は裁判を行い、1億2,600万円確定したが、残りの3人については、裁判を起こしても請求しても取れるような状態ではないので、法的な処置を行っていないとのことでありました。また、旧町の損失補償ありの部分と、損失補償なしの部分についての弁済優先順位については、町の損失補償なしの分を先に弁済することを平成11年12月8日に3者で確認会議がなされていたことも、提出された資料から判明しました。

また、樋島漁協が出資している外部出資金を払い戻して返済に充てられないのかの意見があり、樋島漁協組合長から、最終的な段階でそのような話が出てくると思っているが、今後の状況の推移の中で決まってくるものと思っているとの答弁でありました。

また、執行部から提出された今までになされた漁信基、樋島漁協と市との間で行われた協議記録報告書の中での出席者のやりとりについて質問がたくさんありましたけれども、委員会の整理としては、一つに新たに樋島漁協と上天草市の間で樋島漁協に対する求償権を上天草市に付与する契約について、二つ目に樋島漁協が自己競落で取得したその部分について、樋島漁協が算定した金額で買い取って、その部分を返済に充てることについて、三つ目に上天草市が損失補償した場合、上天草市に外部出資金の払い戻しに関する確認書を、外部出資する団体と樋島漁協及び上天草市との間で交わすことについて、この3点について、市及び樋島漁協に協議を次回の特別委員会までに行って協議結果報告をするよう協議要請を行っております。

第3回目については、ただいま述べました3点についての協議結果について、市及び樋島漁協から報告を求め、協議を行いました。

1点目の新たに樋島漁協と上天草市の間で樋島漁協に対する求償権を上天草市に付与する契約についての樋島漁協の協議結果については、樋島漁協の今後の業務、財務に大きな影響を与え、各組合員の権利関係にも大きく関係する問題であるため、理事会では組合総会に諮らなければ決定できない。その総会を8月21日に開催するようになっている。実際には8月19日に開催さ



れております。その後でなければ結果は出せないとの報告でありました。

また、樋島漁協の理事会では、3項目とも認められなかったとの報告。執行部からは、市の顧問弁護士に相談し、その回答を踏まえ、第1次的弁済すべき当事者は、あくまでも転借人であるということで、樋島漁協は転貸した立場に過ぎないということから、求償権を新たに付与する契約を強制的に実行させることはできないのではないかと。ただし、債権回収については、5者協定にもあるとおり、漁協にも一定の責任があったとの認識のもとに求償権の付与について漁協側が任意で応じていただくということであれば、市としても損失補償に対する担保ができるということにもなるので、市からもお願いしたいと考えているとの報告でありました。

委員から、樋島漁協の理事会では、3項目とも認められないということであるが、前回までの組合、組合長としての発言を聞いて、市には迷惑をかけない、議会にも一切迷惑をかけない、今後も誠意を持って対応するという答弁を聞いていたので、非常に驚いている。きょうは資料の持ち合わせがないので具体的な理由が言えないということであれば、特別委員会委員として受けられない理由を十分に理解する上で、理事会、臨時総会でいろいろ協議された内容の会議録が必要であるので、その提出を求める意見がありました。

執行部に対しては、市長を含め内部でしっかり方針を決めて、漁協に任意でお願いするとしても、それをどういう手段でお願いするのか、内部で解決のための結論を出さないことには、議会、市民の理解は得られないとの意見がありました。

二つ目に、樋島漁協が自己競落で取得した部分について、樋島漁協が算定した金額で買い取って、その部分を返済に充てることについて、樋島漁協組合長からの報告としては、前段の報告と同じく、総会に諮らなければ結果報告できないとの答弁でありました。

執行部については、法的に問題がないかについて顧問弁護士と協議した結果に基づき、樋島漁協が自己競落した以上、入札金額と同額で返済していただく必要はあったと言えるので、漁協がこれに同意していただくのであれば、同額での返済金に充当していただくことが一番いい方法である。また、市からも漁協にお願いしたいと考えているとの協議報告がありました。

委員から、市からの報告について、このことは合併当時から言い続けてきたことである。ここまで来たなら、もう一步踏み込んだ結論を出すべきではないかとの意見に対して、4,300万円の自己競落分については、早急に答えを出す時期に来ているとの認識はしているとの執行部の答弁。漁協としては高く売って返済に充てようにも、今の社会情勢の中で不動産の価値が落ちている中では解決はつかないと思うが、漁協が最善の努力をした段階で、これだけ残債が残ったという誠意を示したところで、解決に持っていけないといけないのではないかと意見。漁信基と協議ができるのであれば、返済の延長はできないかの交渉も必要であるなどの意見が出ております。

また、漁協の資産関係で、西山元参事の所有になっている田畑についての金銭の流れについて質問がありましたが、金銭の動きはあっていない、何とか樋島漁協の財産を保全するための手法としてやった結果が今の形となっているとの答弁でありました。

三つ目に、上天草市が損失補償した場合、上天草市に外部出資金の払い戻しに関する確認書を

外部出資する団体と樋島漁協及び上天草市との間で交わすことについて、樋島漁協組合長から外部出資金を取り崩すことは、組合を解散することと同じである。要求そのものがあり得ない話である。報告としては、前段の報告と同じく総会に諮らなければ結果報告はできないとの答弁でありました。また、市当局からは漁協が承諾していただけるのであれば、3者での契約は支障がないと考えているとの報告。

いずれにしても、今回については、市の踏み込んだ協議報告がなされていないこと、また樋島漁協が総会に諮らないことには何ともいえないとの報告でありましたので、委員会としては、漁協及び市に対して、要請項目の3点については最善の努力をしていただくこと。また、市は裁判になったとしてもメリットがあるとは考えにくいので、訴訟にならないための交渉を速やかに行うことを要請して閉会をしております。

第4回目については、前回に引き続き樋島漁協の臨時総会の結果を待って開催しましたが、まず初めに、訴訟にならないための交渉の経過及び結果について、執行部に報告を求めました。執行部からは、担当部長としての立ち位置で交渉をしてきたが、テーブル上で話す段階までは至っていない。しかし、努力はしているとの報告でありました。また、今は具体的なことを行うための準備を進めているということでありました。

多くの委員から、いつ訴訟になるかわからない段階で、もっと積極的に交渉を行っていかないといけないとの意見がありました。また、8月19日に樋島漁協の臨時総会が開催されたにもかかわらず、執行部からだれも参加されなかったということは、この損失補償を積極的に解決しようという意思が見えないとの意見も出て、このことについては厳しい追及を行ったところです。

次に、熊本県漁業信用基金協会の監督庁の指導状況については、担当課長から、漁信基については、直接の監督庁は国の水産庁の水産経営課であることを確認した。どのような監査が行われているかについては、いろいろな外部団体がある関係から、農林水産省内の大臣官房というところに検査だけを行う検査部というのが設けてあり、そちらのほうで当該団体を含めた検査業務に当たっているということでした。しかし、指導監査の結果については、一般には公開していない、情報公開の手続をとったとしても、そのような手続はないということで、指導監査の内容までは把握できなかったとの報告でありました。

また、県の関係ということで、県庁の水産振興課と団体支援総室が漁協とか農協とかの組合の指導を行っているところがあるが、監査の権限は持たないため、独自の調査はしていない。ただし、県から出資がなされているということで、出資団体という位置づけで県の監査事務局が定期監査を行っている。その結果については、18年から21年までの監査については、特に指導事項はなかったとの報告でありました。

次に、求償権を新たに上天草市に付与することについては、樋島漁協の臨時総会結果では認められないということでありました。この認められなかったことについて、執行部は求償権を強制的に求めるということは法的にできないが、求償権の付与が認められなかったにせよ、漁協にも責任があるという認識のもとに、求償権の付与を任意で認めていただくよう要望していきたいと

の報告がありました。

委員から、樋島漁協は市及び議会には一切迷惑をかけないという誓約書を提出しているが、今回の臨時総会の会議録の内容にはその誠意が見られない。市は、樋島漁協に対して今後どのような対応をとっていくのか具体的な説明を求める意見があり、執行部から、市長は特別委員会を最大限尊重したいということであるので、特別委員会は特別委員会の答えを出していただき、それをもとにして市も解決に当たりたいとの答弁でありました。この答弁に対して、市は無責任で何も考えていないというような意見がいろいろ出たところです。

次に、自己競落で取得した部分を返済に充てること及び出資金の払い戻しは市に返済することについて、樋島漁協はこの2点についても認められないという臨時総会での結果であったが、これに対する執行部の対応として、専門的な情報をいただいて、プロジェクトチームとしてもどうあるべきかの議論はしているとの答弁。この答弁については、委員から、もっと具体的な方策、対応策は考えられないのかの意見がたくさん出たところです。担当部長から、いろいろな形で市は、執行部は最善と思われることをやっている。特別委員会を無視したり、この問題を先延ばしにしているわけではないとの答弁。

委員から、樋島漁協に対する市の対応に不信感を感じる点が多いということで、市に対して、市は市民の税金で払うのか払わないのか、いつ漁信基と話し合いをするのか、市民の税金で払うのであれば、市民への説明責任をどう果たすのか、今後の樋島漁協への対応は市としてどうするのか、樋島漁協は市、議会に対して一切迷惑をかけないという誓約書を出しているが、この辺の道義的な問題をどうするのか、平成20年からの市の対応について、どのような責任をとるつもりであるのか。この6点について、期日を定めて市に回答を求める意見があり、委員会として、市は直ちに行動を起こしていただき、その結果も含めて文書で回答をいただくよう市に要求することといたしました。この件について、9月21日までに回答いただくよう執行部に要請をしております。

ほかにも、漁協が現存する中で、損失補償をするということは考えられない、樋島漁協の全組合員一人一人と面談し、組合員の真意を聞いていただくこと。また、市のプロジェクトチームの協議内容がわからないということで、今後の協議については会議録を作成し、特別委員会へ提出していただくよう要求する意見がありました。これについては、執行部から提出していただくことで承諾をいただいております。

また、委員から、樋島漁協の財務及び経理状況を調査し、把握した上で、今後の対応の参考にするため、専門家を入れた正式な監査請求を実施するよう提案がありましたので、委員会として監査請求を行うことといたしました。

また、委員から、裁判になり損失補償額が膨らんだ場合の責任の協議について、執行部から、当然として現市長の責任となってくるという協議はしている、また市長も認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、納税状況の資料の提出をお願いしていたが、非開示ということで資料の提出

がなされなかったが、その理由について詳細な説明を求める意見があり、担当部長から、地方自治法の中には、市長の職務分担に関する規定があるが、それには該当しないが、地方税法22条に秘密というのがある。国が昭和49年に通達を出しているが、それによる解釈である。また、上天草市情報公開条例第7条第2号及び第3号に該当するということで、非開示としたとの答弁でありました。

委員から、開示できないという理由はわかったが、個人は無理としても、漁協という団体については、上天草市が損失補償を市が支払うことに際して、上天草市のほうから樋島漁協みずから納税状況をとって市に提出させるということはできないのかの質疑に対して、担当部長から、この件については協議させていただきたいとの答弁でありました。

ほかにもたくさんの意見、要請、答弁がありましたけれども、次回の特別委員会を9月の市議会定例会閉会後に開催するというので、4回目の委員会を閉会しております。

以上が、樋島漁協損失補償特別委員会の4回にわたる協議の経過並びに結果でございます。まだ、結論までは至っておりませんが、会議の中では白熱したやりとりがなされていることをつけ加えまして、簡単な報告ではありますが、今後も引き続き御理解と御協力をいただきますよう、お願い申し上げます、委員長報告を終わります。

- 
- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 日程第 5  | 議案第 48号 | 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6  | 議案第 49号 | 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第 7  | 議案第 50号 | 上天草市大道地区交流広場条例の一部を改正する条例の制定について        |
| 日程第 8  | 議案第 51号 | 上天草市葛崎農村公園施設条例の制定について                  |
| 日程第 9  | 議案第 52号 | 上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第 10 | 議案第 53号 | 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 11 | 議案第 54号 | 上天草市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 日程第 12 | 議案第 55号 | 上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 13 | 議案第 56号 | 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第3号）                |
| 日程第 14 | 議案第 57号 | 平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）    |
| 日程第 15 | 議案第 58号 | 平成22年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）          |
| 日程第 16 | 議案第 59号 | 平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）             |
| 日程第 17 | 議案第 60号 | 平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）            |

- 日程第 18 議案第 61 号 平成 22 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 62 号 平成 22 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 63 号 平成 22 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 64 号 平成 22 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 22 議案第 65 号 平成 22 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 66 号 平成 22 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 67 号 上天草市過疎地域自立促進計画を定めることについて
- 日程第 25 議案第 68 号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第 26 議案第 69 号 天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第 27 認定第 1 号 平成 21 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 2 号 平成 21 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 29 認定第 3 号 平成 21 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 30 報告第 6 号 平成 21 年度決算に伴う財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 31 報告第 7 号 パライゾ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 32 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第 5、議案第 48 号から日程第 32、諮問第 2 号までの以上 28 件を一括議題といたします。議案第 48 号から順次提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成 22 年第 4 回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして、その概要を御説明いたします。

今定例会には、上天草市職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案 8 件、平成 22 年度上天草市一般会計補正予算第 3 号など予算議案 11 件、平成 21 年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなど認定 3 件、平成 21 年度決算に伴う財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてなど報告 2 件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての諮問 1 件、上天草市過疎地域自立促進計画を定めることについてなどその他 3 件、計 28 件を提出いたします。

各議案の詳細につきましては、所管部長より説明いたしますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、まず議案第 48 号と議案第 49 号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 議案第 48 号、議案第 49 号までの条例の一部改正について御説明申し上げます。議案説明資料の 1 ページから 5 ページにわたっております。

この二つの条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員の時間外勤務の制限と非常勤職員、臨時職員も育児休業取得が可能になるなど、育児休業をすることができる職員の改正及び配偶者の仕事の有無や育児休業の取得の有無にかかわらず、育児休業が取得できるようになった育児休業取得要件の拡大等を図るため改正するものであります。この二つの議案は関連しておりますので一括して御説明したいと思います。

最初に、議案第48号上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。説明資料の1ページをごらんいただきたいと思います。内容については、御一読ください。改正の内容ですけれども、第9条関係になります。これは小学校就学前の子を養育している職員や、要介護者を介護している職員の時間外勤務の制限に関するものであります。新たな条文の追加による項番号の改正であります。

次に、2項にありますけれども、任命権者は3歳に満たない子のある職員が規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第2項に規定する勤務（災害その他、避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く事項において）をさせてはならないということであります。具体的に言いますと、3歳に満たない子のある職員や、子を養育するために請求した場合には、職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定したものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児を行う職員の超過勤務の制限などの所要の改正を行うため、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

続きまして、議案第49号、説明資料の3ページをごらんください。上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削り、同条の次に次の1条を加える内容でございます。（育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）。

第2条の2、育児休業法第2条第1項ただし書きの人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間は57日間とするという内容でございます。これは、どういうことかといいますと、削除をいたします部分は、職員の配偶者の就業の有無や、育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正並びに非常勤職員及び臨時職員にも同様に適応されると規定する改正であります。また、追加しました部分については、子の出生の日から一定期間内（57日間以内）に最初の育児休業をした職員は、特別な事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができるような育児休業法が改正されたことに伴う条文の追加であります。

次に、第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情）」に改めということで続いておりますが、この点については対照表をごらんいただきたいと

思います。具体的にどうということかと申しますと、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができることとする改正でございます。

次に、引き続き第5条中に、次に掲げる事由を、育児休業をしている職員について、当該育児休業に係る子以外の子に対する育児休業を承認しようとするときに改め、第1号及び第2号を削ります。これは、職員以外の子の親が常態としてその子を養育することができることになった場合でも育児休業の取り消し事由には当たらないこととする改正でございます。

最後に、第22条関係ですけれども、これにつきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正並びに非常勤及び臨時職員にも同様に適用されるとする改正の部分休業をすることができない職員の規定の改正でございます。

提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業取得条件の拡大など所要の改正を行うため、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由であります。よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第50号と議案第51号を経済振興部長。

**○経済振興部長（坂中 孝臣君）** 初めに、議案第50号、議案書の5ページについて御説明申し上げます。別冊市長提出議案説明資料5ページに記載されているとおりでございます。

上天草市大道地区交流広場条例の第3条に、ただし、その一部を集落の区長などに委託することができるという文言を加えるものでございます。

提案理由といたしましては、農村総合整備事業の適切な管理に基づき、関係規則を整備する必要がありますので、この議案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第51号、議案書6ページ、7ページについて御説明申し上げます。上天草市葛崎農村公園施設条例の制定につきましては、第1条から8条までに記載されているとおりでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2の第1項の規定によりまして、上天草市葛崎農村公園の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるために条例を制定する必要がありますので、この議案を提出するものでございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時10分

**○議長（堀江 隆臣君）** 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第52号を市民生活部長。

**○市民生活部長（佐伯 秀昭君）** お疲れでございます。議案の8ページをお願いいたします。

議案第52号、上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定について、上天草市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。別冊説明資料の6ページから9ページに新旧対照表、改正後、改正前に記載してありますけれども、条項の整備、変更は省略させていただきます、主な改正点を説明させていただきたいと思っております。

まず、議案書の8ページをごらんいただきたいと思います。第10条につきましては、第1項から第5項につきまして、指定管理者による管理を条文化したものでございます。それから、9ページをお願いしたいと思います。9ページにつきましては、第11条につきまして、指定管理者の業務について条文化したものでございます。第12条では、指定管理者による斎場の利用料金等の收受について条文化したのですが、利用料金の改定は行っておりません。第13条では、指定管理者の管理業務についての原状回復義務を条文化したものでございます。第3条から第5条につきましては、斎場の業務、使用時間、休業日等を条文化したものでございます。附則といたしまして、この条例は交付の日から施行すると。

提案理由といたしましては、上天草市斎場の管理に指定管理者制度の導入を図るため、関係規定等を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第53号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） おはようございます。議案書の11ページをお願いします。議案第53号、上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

改正の内容は、別紙説明資料の10ページのとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。上天草市保育所条例第2条の表から、阿村保育園の項を削るものでございます。議案書に返っていただきまして、附則により改正条例の施行を平成23年4月1日からと定めるものでございます。

上天草市の少子化に伴い、公立保育所の適正化を図るため、阿村保育園を廃止し、関係条例を整備する必要がありますので、これが議案を提出する理由でございます。御審議のほどをよろしくお願いたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第54号と議案第55号を教育部長。

○教育部長（村枝 誠二君） おはようございます。それでは、定例会議案書の12ページをお開きください。

まず議案第54号、上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。議案説明資料の11ページ、12ページの新旧対照表の改正前、改正後をごらんいただきたいと思います。まず、この条例は小中学校の名称及び位置を定めるものであります。議員皆様も御承知のとおり、来年の平成23年4月1日から高戸小学校、樋島小学校、大道小学校の3校が統合いたします。そして、新たに龍ヶ岳小学校として開設をするものでございます。また、龍ヶ岳中学校と大道中学校も来年統合しまして、新たに龍ヶ岳中学校として開設するため、



この条例の関係規定を整備する必要があるとございます。よって、今回この議案を提出するものでございますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

次に、議案第55号、上天草市大矢野自然休養村管理センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案説明資料の13ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この条例の改正は、大矢野自然休養村管理センターの管理を現在教育委員会がしているところでございます。そういったことで、来年度から新たに指定管理者で行えるよう、関係規定を整備するものでございます。改定後の欄の第3条に管理センターにおける業務を規定し、15ページから18ページにかけまして、第13条の指定管理者による管理、第14条の指定管理者の業務、第15条の利用料金などを新たに定めております。この指定管理者制度を導入することにより、効率的で効果的な施設の管理運営を行うとともに、教育委員会事務局の業務効率を高めるようにしたいと考えております。

提案理由としまして、上天草市自然休養村管理センターの管理に指定管理者の導入を図るため、関係規定を整備する必要があるとございます。よって、この議案を提出するものでございますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第56号を総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** 議案第56号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第3号について御説明いたします。

お手元に説明資料を配付しているかと思っております。そういうことでありますので、一部割愛をさせていただきますところもございまして、あらかじめ御了解いただきたいと思います。

歳入歳出それぞれ6億1,859万9,000円を追加し、予算総額を156億7,194万2,000円とするものでございます。

第2表、債務負担行為の補正は、リースハウス経営安定対策補助金ほか1件、824万2,000円の補正であります。

続きまして第3表、地方債の補正につきましては、災害復旧事業債、過疎対策事業債、合併特例債及び自然災害防止事業債で、総額4,380万円の補正であります。

歳入予算の主なものといたしましては、55款分担金及び負担金の10項分担金を73万円増額、治山災害復旧事業費分担金であります。15項負担金120万円の増額は、保育所保育料滞納繰り越し分の計上です。60款使用料及び手数料8万4,000円の増額は、鳥獣飼養登録更新手数料の補正であります。

65款国庫支出金10項国庫負担金10目民生費国庫負担金865万円の増額は、社会福祉費負担金過年度分ほか2件分を計上し、20目災害復旧費国庫負担金200万1,000円の増額は、公共土木災害復旧事業費補助金の計上であります。

続きまして、説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。70款県支出金10項県

負担金 10 目民生費県負担金309万2,000円の減額は、後期高齢者保険基盤安定拠出金1,174万4,000円の減額と、社会福祉費負担金過年度分ほか2件の増額による合計であります。25目災害復旧費県負担金133万9,000円の増額は、現年発生施設災害復旧費負担金であります。

続きまして、中ほどの75款財産収入15項財産売払収入2,728万6,000円の増額は、国道266号拡幅工事に伴う龍ヶ岳脇浦団地売払収入の補正であります。

85款繰入金10項特別会計繰入金404万6,000円の増額は、介護保険特別会計繰入金の計上です。

90款繰越金4億1,339万円は、前年度繰越金の計上であります。

95款諸収入30項受託事業収入10万6,000円の増額は、農業者年金事務委託収入の計上です。続きまして、3ページの99款市債4,380万円の増額は、災害復旧事業債ほか3件の補正をお願いしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

今回、職員の定期異動による給料、職員手当等及び共済費の補正をお願いしております。給与費の合計433万8,000円の増額でございます。その内訳は、職員の異動により給与1,143万9,000円の減額、共済費1,577万7,000円の増額であります。各款項目ごとに給料、職員手当等及び共済費の増減額の補正をお願いしております。

以下の款項目節におきましては、定期異動に伴う職員の給与費は除いた額で御説明をいたしますので、あらかじめ御了解いただきたいと思います。

10款議会費は、地上デジタルチューナーの購入費用として6,000円を計上しております。

15款総務費10項総務管理費10目一般管理費は普通旅費8万3,000円を、20目文書広報費は消耗品及び受講負担金30万2,000円を、25目会計管理費は消耗品18万9,000円を、30目財産管理費は普通旅費、修繕費、講習受講料及び上脇団地入り口整備補償費の854万1,000円を、40目窓口センター費は修繕費、電信電話料、地上デジタルテレビ及び地上デジタルチューナーの75万7,000円を、45目企画費は上天草市地域振興協議会負担金、松島前島バス停等整備工事、実証運行手数料及び地質調査委託料ほか975万2,000円を計上しております。

次に、15項徴税费10目総務費は、税務基幹系システム改修費など198万7,000円の補正でございます。

次に、4ページをごらんください。20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費は、介護保険特別会計繰出金及び介護保険低所得者対策返納金など234万5,000円を、15目社会福祉施設費は、大道老人福祉センター進入路舗装工事及び地上デジタルチューナーの166万円を、20目障害者福祉費は講師謝礼、消耗品費及び視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業給付金など18万4,000円を、25目老人福祉費は介護基盤緊急整備事業補助金及び介護施設開発準備経費助成補助金など3,424万2,000円を計上し、40目後期高齢者医療費は療養給付費広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金として1,957万8,000円の減額をお願いしております。

続きまして、下のほうになります。20項生活保護費10目生活保護総務費は、住宅手当緊急特別措置事業国庫補助金過年度分返納金、レセプト管理システム備品購入費及び生活保護業務データ、レセプト情報管理システム改修委託料など948万円を、15目扶助費は生活保護費国庫負担金過年度分返納金10万8,000円をそれぞれ計上しております。

25款衛生費10項保険衛生費10目保健衛生総務費は、女性特有のがん検診支援金返還金及び医師等の報酬など238万4,000円を、20目予防費はインフルエンザ補助金600万円を、30目環境衛生費は臨時雇用賃金、防疫対策事業委託料及び住宅用太陽光発電システム設置費補助金849万1,000円をそれぞれ計上しております。

35款農林水産業費10項農業費10目農業委員会費は、農地台帳システム改修委託料、研修に伴う費用弁償及び農業年金者加入促進活動謝礼など124万4,000円を計上しております。20目農業振興費は、販売促進アンテナショップ、リースハウス経営安定対策事業及び耕作放棄地解消緊急対策事業補助金など835万2,000円を、また30目農地費は、荒木浜地区換地清算金、県営基盤水利施設ストックマネジメント事業負担金及び棚田ツアーに伴う費用など4,168万9,000円を計上しております。

続きまして、5ページの下の方です。40款商工費10項商工費15目商工振興費は、企業立地促進及び雇用促進基金へ組み替えるため3,000万円を減額しております。

6ページをごらんいただきたいと思います。20目観光費は、天草海道博負担金、植栽管理委託委託料及び九州自然歩道雑木伐採、案内板設置業務委託料など876万9,000円を計上しております。

45款土木費10項土木管理費10目土木総務費は、下水道事業への繰出金の減により604万5,000円の減額であります。

15項道路橋梁費10目道路維持費は、役務費と委託料の予算の組み替え及び道路整備工事請負2,650万円を計上しております。

続きまして、50款消防費10項消防費15目非常備消防費は、自動車等借上料として2万円を計上し、20目消防施設費は、龍ヶ岳高戸小屋川内地区防火水槽撤去工事及び消火栓工事の120万円を、また30目防災管理費は、機械等使用料及び地上デジタルテレビの42万5,000円をそれぞれ計上しております。

55款教育費10項教育総務費15目事務局費は、学校統廃合に伴う校歌、校章作成謝礼金、標準服、校旗制作購入費、防犯灯設置工事費などとして642万6,000円を計上し、20目教育振興費は図書カード購入の504万円を計上しております。

15項小学校費10目学校管理費は、報酬の組み替えによる特別支援学級補助職員報酬の増額、賃金の組み替えによる臨時雇用職員賃金の減額並びに統合小学校改築用地地質調査委託料、基本設計委託料及び実施設計委託料、高戸小学校解体設計委託料及び体育館補強改修設計委託料及び上小学校校舎補強工事などとして3,380万6,000円を計上しております。

続きまして、7ページをごらんください。3行目ですけれども、20項中学校費10目学校管

理費は、報酬の組み替えによる特別支援学級補助職員報酬の減額です。賃金の組み替えによる臨時雇用職員賃金の増額、備品購入費への組み替えによる中学校用器具費の増額並びに龍ヶ岳中学校校舎補強、改修設計委託料、統合中学校仮設校舎プレハブ建設実施設計委託及び建設工事費、大道中学校倉庫解体工事設計管理委託料、給食搬入口移設工事、大矢野中学校体育館用地造成工事費など5,038万9,000円を計上しております。

続きまして60款ですけれども、災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費10目単独災害復旧費は、自動車等借上料28万円を、また15目農業用施設等災害復旧費は、農地等災害復旧事業など206万円を計上しております。また、20目林業施設災害復旧費は、林道白嶽線災害復旧工事446万6,000円を、25目治山施設災害復旧費は単県治山自然災害復旧工事費などとして730万2,000円を計上しております。

続きまして、最後のページになりますけれども、70款諸支出金20項基金費10目財政調整基金費は、財政調整基金の積立金として2億円を計上しております。15目減債基金費は、減債基金の積立金として5,000万円を計上しております。100目企業立地及び雇用促進基金は、予算組み替えの積立金による企業立地及び雇用促進基金として3,000万円を計上しております。75款予備費10項予備費10目予備費4,582万4,000円の増額は予算調整でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由であります。どうかよろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第57号から議案第60号までの以上4件を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の18ページをお願いします。議案第57号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の67ページから説明します。

議案第57号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算をそれぞれ6,697万4,000円を追加し、予算総額を50億7,069万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、73ページから事項別明細書により説明いたします。

まず、歳入の主なものといたしまして、25款国庫支出金の減額は、後期高齢者支援金及び介護納付金等の決定により、国庫負担金で医療給付費等負担金が7,663万1,000円の減額、国庫補助金の財政調整交付金で直営診療所施設への特別調整交付金43万9,000円の増額によるものです。

35款医療費給付費交付金の670万2,000円の減額は、国庫支出金と同じく後期高齢者医療費支援金等の決定に伴う減額でございます。

37款前期高齢者交付金806万5,000円の減額は、65歳から74歳までの方の医療給付に対する交付金の減額です。

60款繰越金1億5,588万5,000円の増額は、前年度の繰越金の確定によるものでございます。

6 5 款諸収入204万8,000円の増額は、2 0 項雑入における一般被保険者等第三者納付金204万8,000円の増額によるものでございます。

次に、7 5 ページからの歳出について説明いたします。

1 0 款総務費 1 0 項総務管理費 1 0 目一般管理費143万5,000円の増額は、平成2 3 年度に更新予定の国保連合会共同電算システム機器購入費142万円の計上によるものです。レセプトの電子化による国保中央会電算システムの更新に伴う市町村設置システムの導入費用でございます。

1 5 款保険給付費は、歳入の補正により財源の組み替えでございます。

1 7 款後期高齢者支援金 1 0 項後期高齢者支援金は、各項目の決定額により補正予算額を計上しております。1 0 目後期高齢者支援金は1億649万円の減額。1 5 目後期高齢者関係事務費拠出金1万6,000円の減額となっております。

1 8 款前期高齢者納付金等は77万8,000円の減額。

2 0 款老人保険拠出金は540万4,000円の減額。

2 5 款介護納付金は1,560万5,000円の増額であります。

1 7 款から2 5 款は、社会保険診療報酬支払い基金の各拠出金等の決定によるものでございます。

5 0 款諸支出費 2 5 項基金費 1 0 目財政調整基金7,000万円の増額は、財政調整基金への積立金です。3 0 目繰出金は、国庫財政調整交付金における直営診療施設繰出金の決定により、43万9,000円の増額です。

5 5 款予備費9,217万3,000円の増額は、歳入歳出の調整額でございます。

続きまして、議案書の1 9 ページをお願いします。議案第5 8 号、平成2 2 年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第1 号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の7 9 ページをお願いします。議案第5 8 号、平成2 2 年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算第1 号は、第1 条にありますとおり、歳入歳出予算をそれぞれ352万8,000円を追加し、予算総額を488万8,000円とするものでございます。

8 8 ページから事項別明細書で説明します。まず歳入でございます。3 0 款繰越金 1 0 項繰越金90万1,000円の増額は、前年度の繰越金の確定によるものです。

3 5 款諸収入は、診療報酬過年度返納金262万7,000円の増額でございます。

次に8 3 ページをお願いします。歳出の主なものを説明いたします。1 0 款の医療諸費262万9,000円の増額は、歳入における診療報酬過年度返納金の再給付により、1 0 目医療費給付費257万8,000円の増額、1 5 目医療費支給費5万円の増額、2 0 目審査支払手数料1,000円の増額となっております。

2 0 款予備費89万9,000円の増額は、歳入歳出の調整額でございます。

続きまして、議案書の2 0 ページをお願いします。議案第5 9 号、平成2 2 年度上天草市診療所特別会計補正予算第1 号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の8 4 ページをお願いします。議案第5 9 号、平成2 2 年度上天草市診療所特別会計

補正予算第1号は、第1条にありますとおり歳入歳出予算をそれぞれ396万6,000円を追加し、予算総額を7,598万1,000円とするものでございます。

88ページの事項別明細書により説明いたします。歳入の主なものとしまして、10款事業収入100万8,000円の増額は、歯科診療における社会保険診療報酬及び後期高齢者医療報酬の増額です。

30款繰越金295万8,000円は、前年度の繰越金でございます。

次に、歳出について説明いたします。89ページをお願いします。10款総務費10項総務管理費10目一般管理費81万6,000円の増額は、職員人件費の増額52万7,000円、医師住宅管理委託料は、医師の交代がなかったため賄いが不要となりましたので、75万6,000円の減額によるものと、平成21年度の決算により僻地診療所運営費が確定したため、超過交付となった県補助金返納金97万円を計上しております。20目医療費95万8,000円の増額は、歯科診療委託料の増額です。

20款予備費の219万2,000円の増額は、歳入歳出予算の調整額を計上しております。

続きまして、議案書の21ページをお願いします。議案第60号、平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の91ページをお願いします。議案第60号、平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ4,293万8,000円を追加し、予算総額を28億8,751万円とするものでございます。今回補正をお願いしておりますのは、平成21年度決算による繰越金の計上と介護給付費確定に伴う社会保険診療報酬支払基金交付金等、公費負担分の過年度清算に伴う補正が主なものとなっております。詳細につきましては、96ページからの事項別明細書により説明いたします。

歳入予算の主なものとしまして、20款国庫支出金から45款の繰入金までは、介護予防住宅改修事業費が410万7,000円、高額居宅支援サービス費は21万2,000円増額となったため、国、県、市それぞれの負担割合に応じた増額分を計上しております。

50款繰越金3,643万1,000円につきましては、平成21年度決算に伴い実質収支額を平成22年度への繰越金として計上しております。

次に、98ページから歳出について説明いたします。10款総務費163万8,000円の増額は、認定調査にかかる賃金73万5,000円、認定調査の外部委託料51万円が主なものでございます。15款保険給付費の431万9,000円の増額は、給付実績の増加に伴い、介護予防住宅改修事業費410万7,000円及び高額居宅支援サービス費21万2,000円をそれぞれ増額するものです。

35款諸支出金の増額1,550万1,000円は、平成21年度給付実績の確定に伴い、国319万9,000円、支払い基金627万円、県162万6,000円、合わせて1,109万5,000円と繰出金440万6,000円をそれぞれ返還繰り出すものでございます。

40款予備費は、繰越金3,643万1,000円及び過年度給付金121万9,000円から平成21年度決算に伴う返還金1,617万円を差し引き、2,148万円を計上しております。

以上でございます。

議案第57号から議案第60号までの提案の理由としましては、予算を定めるには地方自治法第

96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございますので御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第61号を市民生活部長。

○市民生活部長（佐伯 秀昭君） 議案書の22ページをごらんいただきたいと思ひます。平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号。平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書の100ページをお願いいたします。平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号。

平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,652万9,000円にするものでございます。

102ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思ひます。まず、2の歳入、10目繰越金151万5,000円は、前年度繰越金でございます。それから、3の歳出、10目一般管理費の130万円の修繕費でございますが、バーナーの点検修理でございます。10目予備費21万5,000円を計上させていただいているところでございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第62号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案第62号、議案書23ページについて御説明を申し上げます。別冊平成22年度上天草市一般会計補正予算第3号の104ページ、105ページに記載されているとおりでございます。

議案第62号、天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第1号につきましては、決算残額として143万3,000円が算出されましたので、前年度繰越金として歳入に計上し、歳出予算として予備費に140万1,000円、基金積立金に3万2,000円、合計143万3,000円を計上いたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の承認が必要でございますので、この議案をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第63号と議案第64号を建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 議案書の24ページをお願いいたします。議案第63号、平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の108ページをお願いいたします。平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところです。歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億4,163万円から歳入歳出それぞれ793万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,369万2,000円にするものでございます。

予算書の109ページをお願いします。歳入につきましては、国庫補助金一般会計繰入金及び

市債の減額、21年度決算に伴います繰越金の増額でございます。差し引き793万8,000円の減額でございます。

歳出につきましては、職員の定期異動に伴う給料及び職員手当等の変更に伴うものでございます。下水道建設費、下水道管理費差し引き793万8,000円の減額でございます。

以上が歳入歳出補正の内容でございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、提案したところでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案書の25ページをお願いいたします。議案第64号、平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の116ページをお願いいたします。平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところです。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

117ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計繰入金1,000円の減額と21年度決算に伴います繰越金1,000円の増額でございます。差し引き増減はゼロでございます。歳出につきましてはの補正額はありません。

以上が歳入歳出補正の内容でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので、御提案をいたしたところでございます。よろしくお願いたします。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第65号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の26ページをお願いします。議案第65号、平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の120ページをお願いします。議案第65号、平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算をそれぞれに3,474万2,000円を減額し、予算総額を3億5,588万1,000円とするものでございます。詳細につきましては、123ページの事項別明細書により説明いたします。

歳入予算の主なものといたしまして、後期高齢者医療広域連合の保険料の決定により、10款後期高齢者医療保険料1,915万9,000円の減額は、現年度分特別徴収保険料1,283万円の減額、現年度分普通徴収保険料632万9,000円の減額です。

25款繰入金1,565万8,000円の減額は、軽減額が決定したことに伴う保険基盤安定繰入金の減額でございます。

30款繰越金7万5,000円の増額は、前年度の繰越金でございます。

次に、歳出の主なものとしましては、15款後期高齢者医療広域連合納付金3,481万7,000円の



減額は、歳入で計上しました後期高齢者医療保険料及び保険基盤安定繰入金の減によるものでございます。

30款予備費7万5,000円の増額は、歳入歳出の調整額でございます。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございますので、御審議のほどをよろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** ここでお諮りいたします。

12時を過ぎ、昼食の時間となりますが、審議が終了するまで会議を続けたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認めます。

よって時間を延長して審議を続けます。

次に、議案第66号を水道局長。

**○水道局長（松本 和任君）** それでは、議案書27ページをお願いいたします。議案第66号、平成22年度上天草市水道事業会計補正予算第1号について御説明いたします。平成22年度上天草市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定めるものであります。

別冊の補正予算書第1号をごらんください。今回補正をお願いしているのは、平成22年度上天草市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出に係るものでございます。収入については、第1款の資本的収入についての補正はございません。

次に、支出でございます。第1款資本的支出に5,147万円を追加し、総額を9億112万9,000円とするものでございます。内訳といたしましては、第1項第1目建設改良費の委託料について1,147万円、工事請負費について4,000万円を増額しております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、損益勘定留保資金及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額や減債積立金より補てんいたします。

以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第67号を総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** 議案書の28ページになります。議案第67号、上天草市過疎地域自立促進計画を定めることについて御説明いたします。

提案の趣旨ですけれども、過疎地域自立促進特別措置法の執行期限を平成22年3月31日から平成28年3月31日までに6年間延長することが盛り込まれた改正過疎法が本年4月1日から施行されたことを受け、熊本県が策定する過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画に基づき、本市において過疎地域からの自立促進のために総合的かつ計画的な施策を推進する必要があるため、今年度から平成27年度を計画期間とした上天草市過疎地域自立促進計画を策定し

たものでございます。

なお、過疎法第6条の規定により、過疎地域の市町村は県が定める自立促進方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めることができるとされているため、本計画を議会に提案するものであります。

過疎計画の基本方針ですけれども、人口あるいは総生産額あるいは所得の減少により、このような状況を踏まえて、これまでに過疎地域関連法令に基づく過疎計画により、産業の振興、社会基盤の整備に重点をおいて施策を展開し、社会基盤の整備については一定の水準まで達してきたところではあります。依然として人口減少は現在でも進行しており、引き続き積極的な過疎対策を進めていく必要があるところであります。

このため、熊本県過疎地域自立促進方針及び上天草市総合計画等に基づき、本市の豊かな自然環境や恵まれた農林水産物を活用しながら、産業の振興を図りつつ所得の向上を図るとともに、働く場所を確保し、本市の住民が安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されるよう、道路整備や生活環境の整備、生活交通の維持、確保、医療福祉などのナショナルミニマムの確保を図ることにより、本市で暮らすことに誇りと自身、愛着を持てるような過疎地域の自立促進に向けた取り組みを推進するのが本計画の基本方針であります。

今回、新たに追加した施策としては、産業の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、高齢者の保険及び福祉の向上及び増進、教育の振興を盛り込んでおります。なお、計画書をごらんいただきますとおわかりかと思いますが、本計画書は総務省が示しました様式に沿ってつくっております。施策ごとに現況と問題点、その対策、計画ということで記載しておりますので御理解いただきたいと思います。

提案理由といたしまして、自立促進の方針に基づき、過疎地域自立促進市町村計画を定めるに当たっては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。よろしくお願いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第68号を経済振興部長。

**○経済振興部長（坂中 孝臣君）** 議案第68号、議案書29ページについて御説明申し上げます。別冊市長提出議案説明資料の19ページ、20ページの申請地図のとおりでございます。議案第68号、平成22年8月13日付漁整第254号により求められた公有水面埋立出願にかかる事項につきましては、適当と認める意見を熊本県知事に提出するものであります。

提案の理由といたしましては、公有水面埋め立てについて、熊本県知事から意見を求められましたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により議会の承認が必要でございますので、この議案をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第69号を総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** 議案第69号、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について御説明いたします。

この規約の変更は、天草広域連合が国の特定地域経済活性化実施要綱に基づき、平成19年

度から平成21年度までの3年間、天草広域連合において策定地域経済活性化推進地域の指定を受け、同計画を策定してきましたが、本年3月31日をもって計画期間の満了を迎え、また国の要綱が改正されたことから、天草広域連合の処理する事務及び規約の変更を行う必要がございます。

説明資料の21ページをごらんいただきたいと思います。内容的には、削除であったり追加であったりという内容になっております。

提案理由といたしましては、広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があります。この議案を提出する理由であります。よろしくお願いたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、認定第1号を総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** 平成21年度の決算議案の説明を申し上げます。お手元に説明資料をお配りしておるかと思いますが、一般会計のみ読み上げてよろしいでしょうか。報告そのものは一般会計と九つの特別会計ということで書いておりますので、御一読いただきたいと思っております。

一般会計について、歳入決算額、歳出決算額等について説明いたします。一般会計の歳入決算額が168億6,699万710円です。歳出総額は162億7,239万6,167円となっております。歳入から歳出を差し引きました額が、5億9,459万4,543円であります。翌年度に繰り越すべき財源が1億8,120万4,000円となっております。歳入歳出の差し引き額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引きました実質収支額は、4億1,339万543円となっております。

以上で報告を終わります。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、認定第2号を水道局長。

**○水道局長（松本 和任君）** 議案書の33ページをごらんください。認定第2号、平成21年度上天草市水道事業会計決算の認定について。公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の平成21年度上天草市水道事業会計決算書の1ページをお開きください。まず最初、収益的収入及び支出について説明いたします。最初に収入でございます。第1款水道事業収益は、予算額9億1,968万2,000円に対しまして決算額8億9,605万5,275円です。2,362万6,725円の減額となりました。内訳につきましては各項ごとに記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用は予算額9億1,968万2,000円に対しまして、決算額8億6,499万330円です。不用額は5,469万1,670円でございます。内訳につきましては、これもまた各項ごとに掲載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。第1款資本的収入は予算額5億170万円に対しまして、決算額4億9,608万3,000円です。561万7,000円の減額となっております。これもまた内訳については各項ごとに掲載しております。後でごらんください。

次に、第1款資本的支出でございます。予算額8億2,700万円に対しまして、決算額7億8,539万

2,244円でございます。しかし、2,934万5,142円を翌年度へ繰り越ししておりますので、不用額は1,226万2,614円となっております。これも内訳については、後ほどごらんください。

次に、平成21年度の水道事業の概況について報告します。まず、21年度末の給水状況でございますが、29ページの業務量をごらんください。この表に示しますように、給水人口、給水戸数、給水量とも前年度に比べ減少の傾向にあります。配水量につきましては、やや増加しており、年間有収率の低下が見られる状況です。今後は、漏水対策を強化し、給水原価の引き下げを図ることが急務と思われまます。

次に、工事の概況については、25ページからの表に記載のとおり、10件の配水管布設がえ工事を初めとして全部で19件、9,423万8492円を実施しております。また、業務委託につきましても6件、4,037万9,109円を実施しております。

次に、財政状況でございます。本年度の収益的収支では3ページの損益計算書に表記のとおり、当年度純利益が2,450万4,850円となっております。これにつきましては、決算認定を受けた後、2,000万円を建設改良積立金、450万4,850円を減債積立金として処分します。

資本的収支につきましては、決算報告書の2ページの下段に表記のとおり、支出に対し収入が2億8,930万9,244円の不足となりましたが、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

その他、議会議決事項、固定資産購入、会計等については、後ほどごらんいただきたいと思ひます。

以上、認定2号についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、認定第3号を病院事務長。

**○上天草総合病院事務長（松本 精史君）** 認定第3号について御説明いたします。議案書34ページをお願ひいたします。

認定第3号、平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見書を付して認定をお願ひするものでございます。

別冊の病院事業決算書の1ページをお願ひいたします。収益的収入及び支出について御説明いたします。最初に収入でございます。第1款病院事業収益予算額合計34億6,039万6,000円に対しまして、決算額33億5,968万3,259円でございます。予算に比べ決算の増減はマイナス1億71万2,741円、納付予定消費税額が875万2,800円となっております。決算額の内訳につきましては記載のとおりでございます。

2ページをお願ひいたします。次に、支出でございます。第1款病院事業費用予算額合計34億301万4,000円に対しまして、決算額32億8,508万9,260円でありまして、不用額が1億1,792万4,740円となっております。費用の決算額内訳は記載のとおりでございます。

次に、3ページをお願ひいたします。資本的収入及び支出でございます。第1款資本的収入予算額合計1億8,550万2,000円に対しまして、決算額1億8,237万7,000円。予算に比べ決算の増減は

マイナス312万5,000円となっております。資本的収入の決算額の内訳は、記載のとおりでございます。

次に支出でございます。第1款資本的支出、予算額合計3億6,790万1,000円に対しまして、決算額3億6,208万8,370円。予算に比べまして不用額581万2,630円、支払い消費税額306万4,051円となっております。支出の決算額の内訳でございますけれども、こちらも記載のとおりでございます。

次に、決算書の16ページをお願いいたします。事業報告書の総括事項でございます。文章の9行目から説明させていただきます。入院、外来患者数全体では延べ19万5,319人で、前年に比べ3.9%、7,381人の増加となりました。総収入では、税抜きで33億5,093万459円、前年比で3.3%の増の1億601万925円の増収に対し、総費用では税抜きで32億9,435万2,434円、前年度比3.8%増の1億1,981万1,115円の増額となり、これによりまして収益的収支では5,657万8,025円の純利益となっております。

資本的収入では、収入が1億8,237万7,000円、支出が3億6,208万8,370円で、不足額1億7,971万1,370円となっております。この結果、不良債務も前年度に比べ371万9,361円解消いたしまして、5,241万8,040円となりました。以降、詳細につきましては貸借対象表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、ページを戻りまして15ページをお願いいたします。平成21年度上天草市立上天草総合病院事業欠損金処理計算書でございます。当年度未処理欠損金が、これまでの累積欠損金と当年度赤字額を合わせまして18億4,266万3,839円と前年度より5,657万8,025円減少しております。これは、先ほどの損益収入の黒字分でございます。しかし、ほかに処理する資金がございませんので、欠損金処理計算書では翌年度へ繰り越してよろしいかお伺いするものでございます。

以上、認定第3号の説明を終わらせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、報告第6号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 35ページの報告第6号、平成21年度決算に伴う財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率について報告いたします。なお、35ページの資料ですけれども、横に実線が引いてございます。ここは、該当がないということで御理解いただきたいと思っております。健全化判断比率ですが、実質公債比率16.1%、将来負担比率109.3%ということで、いずれも基準内であります。実質公債比率については、前年度に比べて1.3ポイント改善されております。また、将来負担比率については、前年度に比べ23.1ポイントの改善が見られております。

以上報告をいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、報告第7号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 報告第7号、議案書36ページについて御説明申し上げます。

報告第7号、パライズ上天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出については、地方自治法第243条の3の第2項の規定により、パライズ上天草株式会社の平成21年度決算に関する書類及び平成22年度事業計画に関する書類を別冊にて提出をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、諮問第2号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 諮問第2号を御提案申し上げますので、その説明をいたします。人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦申し上げたいので、議会の皆様の御意見を求めるものでございます。住所、上天草市大矢野町登立13441番地、氏名、池田多美子、生年月日、昭和20年7月17日。

提案理由としまして、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の皆様の意見を聞く必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で執行部からの提案理由の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。あすの3日から6日までは議案研究のため休会し、次の本会議は7日の午前10時から議案質疑、委員会付託となっております。質疑の希望者は、あす3日の午後5時までに質疑通告書を事務局に提出されるようお願いいたします。また、一般質問をされる方は本日午後4時までに一般質問通告書を提出されますようお願いいたします。

以上で、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時27分